

今はどんなことに
気をつけたらしいの?

保護者が知りたいインターネットの落とし穴

毎日ネットに触れる こどもたちを守るために

2026年
1月発行

こども家庭庁/警察庁/消費者庁/総務省/法務省/文部科学省/経済産業省



こども家庭庁「こども若者★いけんぶらす」において、こども(小学生～高校生年代)からいただいた意見等に対して、大学生からのアドバイスとともに対策や取組等を掲載しています。

(「こども若者★いけんぶらす」の意見は一部内容を調整しています)

▶監修(敬称略・五十音順)

上沼 紫野(弁護士・一般社団法人安心ネットづくり促進協議会理事)
山崎 篤史(全国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長)

▶協力

・大学生／高等専門学校生
・「こども若者★いけんぶらす」に
参加してくれた皆さん



もくじ

- | | |
|-----------------|--------------|
| 01 SNS投稿に関するリスク | 04 自画撮り被害 |
| 02 訹謗中傷／ネットいじめ | 05 長時間利用/課金等 |
| 03 同意のない顔写真等の利用 | 06 間バイト |

コラム

オンラインカジノは犯罪です！

参考リンク

家庭や学校で活用できる事例集・教材集

すべての年代の保護者の方へ

POINT



SNS投稿するときのポイント

保護者が気を付けるポイント

POINT ①ネットになんでもアップしない！

お風呂の写真、水着、裸に近い写真は、SNSなどのネットには絶対あげないで！家族や親戚など、信頼できる近しい人だけの大切な思い出として扱いましょう。投稿して良いか迷う場合は、投稿前に信頼できる人に相談したり、複数人で投稿内容が問題ないか確認しましょう。

こどもが気を付けるポイント

POINT ②自分も他人も顔は見せない！

SNSに写真をアップする場合は、顔が分からないようにするなど工夫しましょう。

POINT ③著作権を守ろう！

「著作権」とは、音楽やイラスト等「著作物」を創作した者に与えられる、自分が創作した著作物を無断でコピーされたり利用されない権利です。著作物を、著作権者の許可なく複製し、SNSにアップするなどの行為は、著作権侵害になる場合があるので注意しましょう。

ディープフェイクボルノ被害にあった場合の相談窓口

NPO法人ぱっへす

<https://www.paps.jp/>



▲ こどもたちは見た！体験した！こんなネットのトラブル

01 SNS投稿に関するリスク

こんなことがあったんだ



友達の(SNSの)アイコンが、「こちらへんに住んでるんだな」と場所がわかる写真で、怖いと思った。

なんでも気軽にアップしちゃだめ！

自分の顔や住んでいる場所がわかるような写真是なるべくSNSにあげないほうが良いです。どんな人が見ているかわからないので、つきまとわれたり犯罪に巻き込まれることも。



これだけは知っておこう！

●最近では、生成AIを使って子どもの写真が悪用されるケースがあります。(ディープフェイクボルノ等)

②ディープフェイクとは

深層学習(ディープラーニング)を使用して実在する人物の画像等を編集・加工して偽の情報を組み込み、あたかも本物のように見せかける方法で作成された画像等のこと。



△ こどもたちは見た！体験した！こんなネットのトラブル

02 詐謗中傷／ネットいじめ

こんなことがあってすごくイヤだった



自分の写真を勝手に(SNSに)あげられて、詐謗中傷を受けたことがある。



好きな人とか応援している人への詐謗中傷の言葉が目に入ると、嫌な気持ちになる。

それは本当に言っていい言葉が考えよう！

スマホやPCなどに慣れてきた時こそ、うっかり攻撃的な投稿をしてしまわないように気を付けよう！聞いて嫌になる言葉は、SNSでも使わないようにな。



これだけは知っておこう！

- 相手の人格を否定する言葉や言い回しは正当な批判ではなく、「詐謗中傷」です。
- 気軽な投稿で他人を傷つけてしまうおそれがあります。投稿した言葉や写真は「なかったこと」にはできません。こどもと一緒にどのような投稿が詐謗中傷にあたるのか、話し合ってみましょう。



△ こどもたちは見た！体験した！こんなネットのトラブル

03 同意のない顔写真等の利用

こんなことをされてイヤだった



友達に無断で自分の顔写真をSNSに投稿されて嫌だった。他にも、自分の変顔を勝手にSNSのアイコンにされたこともある。



友達だから問題ないよねと思ってはだめ！

友達はもちろん、他人の顔が写った写真は、基本的にSNSにはあげないこと。誰でも簡単に生成AIを活用できる今、ディープフェイクについてもみんな気を付けなければいけないよ。

これだけは知っておこう！

以下の行動は、法的に罰せられたり、訴えられるケースがあります。お子さんがされない・しないよう、保護者の注意が必要です。



友達を隠し撮り・有名人を無断撮影 ▶ **肖像権の侵害に**

性的な部位や下着が写った写真・動画を、盗撮したり、イヤと言っているのにむりやり撮影、イヤと言えない状態で撮影 ▶ **撮影罪に**

18歳未満の裸、性交または性交類似行為の撮影や所持 ▶ **児童ポルノ製造罪や所持罪に**

POINT **☑ 詐謗中傷のトラブルを避けるために**

POINT **①アプリを活用しよう！**

危険なメッセージのやり取りについてお知らせしてくれるアプリや、12歳以下のこども向けSNSアプリもあります。

POINT **②相談窓口を活用しよう！**

迅速な助言が欲しい

legal harmful hotline 違法・有害情報相談センター

適切な助言が欲しい

こどもの人権110番

削除したいけど自分でできない

詐謗中傷ホットライン
SIA Safer Internet Association

*相談対応は行っておりません。

相手に賠償等を求みたい

日本司法支援センター
法テラス

悩みや不安を聞いてほしい

子供のSOSの相談窓口
文部科学省

警察に相談したい

少年相談窓口

みんな味方だよ！
安心して相談してね



POINT

☑ 同意なく顔写真等を利用されてしまった時の相談窓口

ぴったり相談窓口

子供のSOSの相談窓口
文部科学省

少年相談窓口

SNS相談@第二東京弁護士会

こどもの人権110番

LINEじんけん相談
LINE@

もし性被害(撮影罪など)にあってしまったら、迷わず下記相談窓口に連絡してください。

性犯罪被害相談電話「#8103」



性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
「#8891」



△ こどもたちは見た！体験した！こんなネットのトラブル

04 自画撮り被害

こんな話を聞いたんだけど……



ある女の子が、男の子に個人情報を教えてしまい、性的な面で脅され「写真を送らないと住所をさらす、家に行く」などと言われたと聞いた。

→だまされたり脅されたりして、自分の裸などの写真を撮影させられ、送らされることを「自画撮り被害」と言います。

性別や年齢を問わず注意が必要！

被害は、女の子、男の子、性別や年齢を問わずあり、注意が必要です！



これだけは知っておこう！

- 18歳未満の裸の撮影は、児童ポルノ製造罪にあたります。違法な要求には応じないように、お子さんに伝えましょう。
- さらに、16歳未満のこどもに対しては、要求するだけでも犯罪※となります。

※被害者が13歳以上16歳未満である場合は、その人より5歳以上上の人人が行ったとき



△ こどもたちは見た！体験した！こんなネットのトラブル

05 長時間利用／課金等

あまりよくなないあとは思ってる



楽しくなると長く（ネット）続けてしまう。帰ってきて見始めたら、もう夕方になってたとか。



（学校では）課金とかゲームとかでお金を使ったり、親にも言わないで買ったりしないよう言われている。



うちでは、課金するときに必ず親に言うというルールがあるよ。

話し合ってルールを作ろう！

保護者と話し合って、お互いが納得できる家庭内ルールを作ろう！



これだけは知っておこう！

- OS事業者が提供するペアレンタルコントロール機能を活用しましょう。
- アプリの時間調整機能の活用がおすすめ。アプリ内の設定で利用時間の調整ができるものもあります。



POINT

☑ 自画撮り被害を防ぐために

POINT ① スマホのOS機能を活用

たとえば、iPhoneではヌードが含まれる可能性がある写真をお子様が受信した場合や送信しようとした場合に警告し、対応に役立つ情報を提示してくれる機能があります。

POINT ② 民間サービスの活用

不適切な画像や動画の撮影をAIが検知し、警告を出したり保護者等に知らせたりしてくれるサービスもあります。

POINT ③ 家庭内のルールづくり

困ったことがあったら保護者に相談することを約束しましょう。



POINT ④ 警察等への相談

自画撮りを要求されたらすぐ相談！最寄りの警察署や相談窓口の利用も！

すべての年代の保護者の方へ

POINT

☑ 長時間利用・課金を管理するには



POINT ① ペアレンタルコントロール機能を使う！

次々と興味のある情報が表示されることで、利用を中断できなくなってしまうケースがあります。OS事業者が提供するペアレンタルコントロール機能で閲覧できるWEBコンテンツや起動できるアプリについて、年齢に合わせた制限やサイト・アプリごとの個別の管理ができます。

また、アプリのダウンロードやアプリ内課金を管理することで、課金を制限することも可能です。



スクリーンタイム／ファミリー共有(iPhone等)
iOS 12以上



Digital Wellbeing／ファミリーリンク
(Androidスマートフォン)
Digital Wellbeing:ファミリーリングはGoogle LLCの商標です。
Digital Wellbeing:ファミリーリング:Android 10以降
ファミリーリンク:Android 5.0以降

POINT ② フィルタリングを活用！

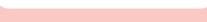
フィルタリングを活用することにより、薬物などの違法な情報や出会い系・アダルト系のサイト等の閲覧制限や、対象年齢に合わないサービス・コンテンツの利用制限ができます。



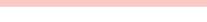
docomo
NTTドコモ



au
KDDI



SoftBank
ソフトバンク



Rakuten Mobile
楽天モバイル

⚠ こどもたちは見た！体験した！こんなネットのトラブル

06 間バイト

こんなことがあったんだけど……



「得します」と強調するものは詐欺の可能性や危険性がある。最近は間バイトなどの問題もあるから、気をつけていかないといけない。



メッセージアプリにもSNSのような機能があり、知らない人から急にフォローされたと思ったら、その人の投稿内容が怪しいアルバイトの勧誘で、すぐにブロックや通報を行ったことが何度かある。

アプリを入れるよう言われたら要注意だよ！

簡単にもうかるような、うまい話はないよ。新しいアプリをインストールするときは、保護者の許可を得るようにOSを設定するなどの工夫で防げることもあるよ。



これだけは知っておこう！

●間バイトでは、一定の時間が経過すると記録が消える
秘匿性の高いアプリでの連絡(持っていない場合は
インストール)を指示されたりすることもあります。



POINT **✓ 間バイトを防ぐには**

POINT ①個人情報・身分証は送らない！

顔写真、連絡先などの個人情報や、これらが載った身分証などは送信しないよう、こどもに伝えましょう。

POINT ②アルバイトをするときは必ず相談

アルバイトに応募する前に必ず保護者などに相談するように伝えましょう。

POINT ③ためらわずに警察にすぐ相談！

もしも怪しいアルバイトに応募して個人情報を送ってしまったなら、警察に相談を！

少しでも不安に
感じたら、すぐに
警察相談専用電話
「#9110」番へ！



COLUMN

POINT **✓ オンラインカジノは犯罪です！**



海外で合法でも日本からはダメ！

インターネット上でお金を賭けて遊ぶ「オンラインカジノ」は、それが合法とされている海外のサイトであっても、日本国内からオンラインカジノにアクセスしてお金を賭けることは賭博罪にあたり、犯罪です。

フィルタリング＆課金管理が役に立つ！

オンラインカジノの情報は、フィルタリング活用で遠ざけることができます。

海外では、広告から入ってしまうこともあるようです。広告が入口となってしまっても、フィルタリング活用でその先に進むことをブロック！

フィルタリングのほかに、対象年齢に合ったアプリを利用したり、課金管理など技術的な手段で、こどもを守る方法もあります。

課金管理は、オンラインゲームなど他の場面でも役に立つのおすすめです。

POINT

POINT **✓ 参考リンク**



ご家庭や学校で活用できる事例集・教材集などです。是非一度ご覧ください。

②① インターネットトラブルの実例を挙げ、その予防法等を紹介

インターネット
トラブル事例集
(総務省)



②① 初心者向けの啓発に利用可能な教材を公開

情報セキュリティ教材 (IPA)



②① 情報社会で適正な活動を行うための教材等を紹介

情報モラル教育ポータルサイト
(文部科学省)



②① SNS上のやり取りで悩む方に役立つていただくための特設サイト

#NoHeart NoSNS



②① 保護者にとって心配の高いお悩み事項について、解決に向けた具体的な提案等分かりやすく記載

こどもとネットのトリセツ
(一般社団法人 安心ネットづくり促進協議会)

